

## 学会記事

### 本部会議開催報告

第129回 令和2年7月26日(日)  
第130回 令和2年9月4日(金)

### 第110回大会・総会等

第110回大会・総会は中部地区において本年6月13日(土)及び14日(日)に名古屋学院大学名古屋キャンパスしろとりを会場として開催することにしていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、第128回本部会議(本年4月12日)に諮った上で、大会・総会を延期し本年11月21日(土)及び22日(日)に名古屋大学を会場として開催することとし会員に通知したものの、その後も新型コロナウイルス感染症の収束・終息が見通せない状況が続いたため、第129回本部会議(本年7月26日)に諮った上で、大会・総会をオンライン開催に切り替えることとし会員に通知した。

ただし、令和1年度収支決算及び令和2年度予算、第111回大会シンポジウムのテーマ等、第110回大会・総会の当初の開催時期に決めておくべき事項については、役員会に書面審議(審議期間:本年5月25日～6月13日)をお願いすることにし、その結果を本年11月22日開催予定の総会に報告し追認をお願いすることにした。書面審議の回答者及び審議事項等は以下のとおりであり、審議事項は全て承認された。なお、書面審議の依頼文(本年5月25日付「役員会審議事項等について(書

面審議のお願い)」)には、期限までに回答がない場合には承諾したものとして取り扱うこととさせていただく旨を付記しておいた。

#### ◆回答者

##### 【本部2名】

谷口勢津夫, 西山由美

##### 【北海道・東北地区2名】

金坂和正, 小関健三

##### 【関東地区2名】

相京博士, 四方田彰

##### 【中部地区8名】

井川源太郎, 伊藤雄太, 加藤義幸, 高橋祐介, 竹本守邦, 馬場陽, 林真義, 森田辰彦

##### 【関西地区11名】

一高龍司, 占部裕典, 片山直子, 高松伊太郎, 竹内綱敏, 忠岡博, 田中治, 西俣敏明, 野一色直人, 八ツ尾順一, 吉澤俊二

##### 【中四国地区7名】

奥谷健, 木本敦, 佐伯健司, 酒井啓司, 佐久間一郎, 峠直樹, 畑野洋一郎

##### 【九州地区7名】

倉見智亮, 笹田毅, 末吉幹久, 桃原健二, 波多野徹, 福岡耕二, 山崎広道

##### 【沖縄地区2名】

井上むつき, 野口浩

#### ◆審議事項等

##### 1 令和1年度収支決算の承認

令和1年度の収支決算(後掲)につき、伊藤雄太監事及び竹内綱敏監事の監査報告(決算を適正なものとする報告)を踏まえ審議の

結果、同決算が承認された。

## 2 令和2年度予算の承認

令和2年度予算（後掲）が承認された。同予算は、従来どおり、学会機関誌（税法学）を年2回発行し、大会・総会を年1回開催し、また、年会費を10,000円とするものである。

## 3 会費未納者の除籍

令和1年度会費の未納者18名につき、学会規約7条2項に基づき、除籍することとなった。本年は、新型コロナウイルスの感染拡大により機関誌（税法学）の5月号の発行が1か月ほど遅くなり6月号となったことから、上記の未納者18名には6月号を送付しないことにした。

## 4 新入会員の承認

入会申込者28名全員について、学会規約6条1項に基づき、入会を認めることにした。

## 5 令和2年度会費請求時期の承認

会費請求について、従来は、大会時における役員会及び総会の承認を受け、大会終了後に請求書を会員に送付することにしてきたが、本年度は、第110回大会が11月21日及び22日に延期されたため、役員会の承認をもって会費の請求を行うことが承認された。

## 6 オンライン研究会費の助成

新型コロナウイルスの感染拡大により各地区において研究会の中止が相次いでいる状況に鑑み、テレビ会議システム等を利用した研究会（オンライン研究会）を開催する地区に対して、テレビ会議システム等の契約に要する費用を予備費から助成することが承認された。

## 7 第111回大会の開催日及び開催場所の確認

第111回大会は、令和3年6月19日（土）及び20日（日）に、北海道・東北地区（京王プラザホテル札幌）で開催する予定であること

が確認された。

## 8 第111回大会におけるシンポジウム等の内容

第111回大会シンポジウムは、「最高裁租税判例をめぐる法的諸問題—判例における租税法主義の『実相』—」を統一テーマとして、租税回避・固定資産税・租税手続の各分野における最高裁租税判例の動向分析を個別テーマとして実施すること及び報告者の決定は研究委員長会議（議長は八ツ尾順一関西地区研究委員長）に委ねることが承認された。なお、地区報告については中部地区及び九州地区の会員が担当することになっている。

## 9 第112回大会（創立70周年記念大会）の開催

第112回大会は、日本税法学会創立70周年記念大会として関西地区で開催することになっているが、開催日程・場所については第110回大会時の役員会及び総会で確認することとする。

## 10 「税法学」創立70周年記念号発行の承認

「税法学」第586号（令和3年11月発行予定）を日本税法学会創立70周年記念号として発行することが承認された。

## 11 「税法学」創立70周年記念号の執筆者の推薦依頼

「税法学」第586号（日本税法学会創立70周年記念号）の執筆者を、各地区においてできれば北海道・東北地区2名、関東地区7名、中部地区5名、関西地区8名、中四国地区2名、九州地区（沖縄地区を含む）4名の枠内で（1～2名程度の増減は可）推薦すること及び本部枠として若干名を追加する場合があることが承認された。

令和1年度収支決算書  
(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)

日本税法学会

(単位 円)

科 目	予 算 額		決 算 額			
	収 入	支 出	収 入	増 減	支 出	増 減
前年度繰越金	5,360,900		5,360,900	0		
会 員 会 費	10,510,000		10,396,800	△ 113,200		
賛助会員会費	250,000		250,000	0		
大会費収入	200,000		203,000	3,000		
寄付金収入			20,000	20,000		
受取利息			27	27		
(小計)	(10,960,000)		(10,869,827)			
機 関 誌 費		7,500,000			6,419,695	△ 1,080,305
大 会 費		1,000,000			330,462	△ 669,538
通 信 費		650,000			601,763	△ 48,237
印 刷 費		100,000			73,440	△ 26,560
手 数 料		130,000			187,048	57,048
消 耗 品 費		100,000			76,966	△ 23,034
事 務 費		800,000			584,000	△ 216,000
旅 費 交 通 費		300,000			237,670	△ 62,330
諸 会 費		30,000			30,000	0
未収会費償却		310,000			80,000	△ 230,000
雑 費		650,000			607,071	△ 42,929
予 備 費		4,750,900				△ 4,750,900
(小計)		(16,320,900)			(9,228,115)	
次年度繰越金					7,002,612	7,002,612
合 計	16,320,900	16,320,900	16,230,727	△ 90,173	16,230,727	△ 90,173

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

日本税法学会

(単位 円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	102,234	次 年 度 繰 越 金	7,002,612
郵便振替 (左京郵便局)	1,024,316		
郵便貯金 (竹屋郵便局)	4,630,130		
未 収 会 費 (39名)	390,000		
備 品	855,932		
合 計	7,002,612	合 計	7,002,612

学会記事

令和1年度 基金勘定決算書  
(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)

日本税法学会  
(単位 円)

科 目	収 入	支 出	備 考
前 年 度 繰 越 金	4,419,480		
入 会 金	72,000		2,000円×36名
受 取 利 息	486		定額貯金利息
次 年 度 繰 越 金		4,491,966	
合 計	4,491,966	4,491,966	

基金勘定貸借対照表  
(令和2年3月31日現在)

日本税法学会  
(単位 円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
定額貯金 (竹屋郵便局)	4,419,966	次 年 度 繰 越 金	4,491,966
郵便貯金 (竹屋郵便局)	72,000		
合 計	4,491,966	合 計	4,491,966

備 品 明 細

日本税法学会  
(単位 円)

明 細	取得年月	数量	取 得 価 額	購 入 先
コ ク ヨ 書 棚	7. 8	2	70,452	(株) 西京コクヨ
パナソニック電話機 (親子)	17. 4	1	14,000	(株) コジマ
コピー・ファックス複合機	20. 7	1	630,000	(株) 東洋
富士通パソコン	26. 7	1	141,480	近畿オービス (株)
合 計			855,932	

上記のとおり相違ありません

令和2年5月25日

日本税法学会 理事長 谷 口 勢津夫  
 理事長代行 西 山 由 美  
 会計担当 吉 澤 俊 二  
 監 事 伊 藤 雄 太  
 監 事 竹 内 綱 敏

学会記事

令和2年度 予 算  
(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

日本税法学会

(単位 円)

科 目	1 年 度 決 算 額	令 和 2 年 度 予 算 額				備 考
		収 入	増 減	支 出	増 減	
前年度繰越金	5,360,900	7,002,612	1,641,712			
会 員 会 費	10,396,800	10,420,000	23,200			(1)
賛助会員会費	250,000	250,000	0			(2)
大会費収入	203,000	200,000	△ 3,000			(3)
寄付金収入	20,000		△ 20,000			
受 取 利 息	27		△ 27			
(小 計)		(10,870,000)				
機 関 誌 費	6,419,695			7,500,000	1,080,305	(4)
大 会 費	330,462			1,000,000	669,538	
通 信 費	601,763			700,000	98,237	(5)
印 刷 費	73,440			100,000	26,560	
手 数 料	187,048			200,000	12,952	
消 耗 品 費	76,966			100,000	23,034	(6)
事 務 費	584,000			800,000	216,000	(7)
旅 費 交 通 費	237,670			300,000	62,330	
諸 会 費	30,000			30,000	0	
未収会費償却	80,000			390,000	310,000	
雑 費	607,071			650,000	42,929	(8)
予 備 費				6,102,612	6,102,612	
(小 計)				(17,872,612)		
次年度繰越金	7,002,612				△ 7,002,612	
合 計		17,872,612	1,641,885	17,872,612	1,641,885	

学会記事

(主な科目の計算明細)

(1) <u>会 員 会 費</u>			
	10,000円×1,042名		計 <u>10,420,000円</u>
(2) <u>賛助会員会費</u>			
	50,000円×5口		計 <u>250,000円</u>
(3) <u>大会費収入</u>			
	1,000円×200名		計 <u>200,000円</u>
(4) <u>機 関 誌 費</u>			
	税法学583号、584号		計 <u>7,500,000円</u>
(5) <u>通 信 費</u>			
	税法学583号、584号送料	400,000円	
	電話料、郵便料等	300,000円	
			計 <u>700,000円</u>
(6) <u>消 耗 品 費</u>			
	コピーカウント料金、用紙代他		計 <u>100,000円</u>
(7) <u>事 務 費</u>			
	アルバイト代		計 <u>800,000円</u>
(8) <u>雑 費</u>			
	事務所経費、光熱費	50,000円×12月 = 600,000円	
	その他	50,000円	
			計 <u>650,000円</u>

---

## 各地区研究会開催報告

---

### 【関東地区】

第457回 令和2年9月25日(金) オンライン研究会

- ①報告者 木村弘之亮会員  
報告題名 国際税法における外国会社の  
類型比較：その有用性

### 【中部地区】

第512回 令和2年9月12日(土)

- ①報告者 岸野悦朗会員  
報告題名 職務発明として支出する特許  
法35条4項における「相当の利益」の  
課税仕入該当性
- ②報告者 西山由美会員(関東地区)  
報告題名 不動産取引と消費税

### 【関西地区】

第526回 令和2年6月20日(土) オンライン研究会

- ①報告者 野一色直人会員  
報告題名 源泉徴収における推計課税の  
導入の意義と課題
- ②報告者 望月 爾会員  
報告題名 デジタル時代の納税者権利保  
護

第527回 令和2年7月18日(土) オンライン研究会

- ①報告者 元氏成保会員  
報告題名 認定賞与を巡る税務上の処理  
と私法上の法律関係との整合性
- ②報告者 原田裕彦会員  
報告題名 国税通則法にいう納税義務の  
「成立」と「確定」

第528回 令和2年9月19日(土) オンライン研究会

- ①報告者 ハツ尾順一会員

報告題名 配偶者居住権の税務上の取  
扱い—借家権と比較して

- ②報告者 谷口勢津夫会員

報告題名 租税回避否認規定における  
「個別的」と「一般的」の「同居」—  
税法上の課税減免規定の濫用による租  
税回避の否認に関する一考察

### 【中四国地区】

第217回 令和2年8月29日(土)

- ①報告者 奥谷 健会員  
報告題名 国税通則法65条5項における  
「調査」の意義

### 【九州地区】

第414回 令和2年2月1日(土)

- ①報告者 岩武一郎会員  
報告題名 法人税における過年度損益修  
正の問題点—いわゆるTFK事件とクラ  
ヴィス事件の検討を中心として
- ②報告者 金谷比呂史会員  
報告題名 NPO法人に対する「請負業」  
課税

第415回 令和2年7月4日(土)

- ①報告者 権田和雄会員  
報告題名 無申告ほ脱犯について考える
- ②報告者 田中晶国会員  
報告題名 任意調査の法的統制

第416回 令和2年9月5日(土)

- ①報告者 倉見智亮会員  
報告題名 離婚に伴う財産分与と国税徴  
収法39条の解釈
- ②報告者 山本洋一郎会員  
報告題名 税務訴訟における事実認定の  
誤り—主に事実上の推定論の適用の限  
界について—

---

# 日本税法学会規約

---

## 1 総則

(名称)

第1条 本会は、日本税法学会（Japan Tax Jurisprudence Association）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、**京都市左京区高野竹屋町30番地**に置く。

## 2 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税法学の研究及びその研究者相互の協力を促進し、併せて内外の学会及び諸団体との連絡を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究会及び講演会の開催
- 2 機関誌その他図書 の刊行
- 3 政府その他への建議
- 4 前3号に掲げるもののほか、理事会が適当と認める事業

## 3 会員

(会員資格)

第5条 会員となることができる者は、税法学を研究する者、又は税法学に関連する研究に従事する者に限る。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、会員の紹介により申込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、総会の定める

ところに従い、入会金を納めるものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会の定めるところに従い、毎年4月30日までに会費を納めるものとする。

2 会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

(名誉会員)

第8条 理事会は、会員中より名誉会員を推薦することができる。

(賛助会員)

第9条 本会の事業を後援しようとするものは、理事会の定めるところに従い、毎年会費を納入し、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、議決権を有しないが、総会及び研究会に出席し発言することができる。

## 4 機関

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- 1 理事 若干名
- 2 監事 若干名

2 理事のうち1名を理事長、若干名を常務理事とする。

(役員 の選任)

第11条 理事及び監事は、総会において会員のうちよりこれを選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会においてこれを互選する。

(役員 の任期)

第12条 役員 の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員 の任期は、前任者の残存期間とする。

(理事長)

第13条 理事長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集し、会務を統轄する。



2 理事長に故障があるときは、理事長の指名した常務理事がその職務を代行する。

(常務理事)

第14条 常務理事は、会務を分掌する。

(理事)

第15条 理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議する。

(監事)

第16条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

2 監事は理事長が必要と認めるときは、理事会に出席するものとする。

(顧問)

第17条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会員のうちから、理事会がこれを選任し、委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

(総会)

第18条 理事長は、毎年会員の通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるとき、又は総会員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会に附議すべき事項、会場及び期日を予め会員に通知しなければならない。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。

2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

## 5 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(決算報告)

第21条 理事長は、翌事業年度の最初に開かれる総会において決算報告をしなければならない。

## 6 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを変更することができない。

---

## 学会入会申込要領

---

◇ 入会希望者は、学会事務所への請求により又は学会ホームページ (<http://zeihogakkai.com/>) から入会申込書を入手することができます。所定の事項を記載の上、学会事務所までご提出下さい。

◇ 入会申込書の提出後、次の理事会(年1回開催)で審査を受け、入会を承認されたときは、学会事務所より、郵便振替用紙を送りますから、その上で入会金及び会費、ご送金下さい。

◇ 入会金 2,000円  
会費(年額) 10,000円

◇ 学会の総会並びに大会は、毎年1回開催します。北海道・東北、関東、中部、関西、中四国、及び九州地区においては、年数回～10回程度研究会を開催します。

◇ 機関誌「税法学」を年2回(5月及び11月)発行し、会員に無料で配付します。

- ◇ 大学学部在學生は、入会を認めません。
- ◇ 機関誌「税法学」は、編集委員会（各地区研究委員長及び理事長の指名した者）の下、原則として、各地区研究会での報告及び各地区研究委員長等の審査を経て発行される査読誌です。

なお、論文等の査読において、その一部に、法律学的な学問分野に限定されない研究内容を含む論考（数式的処理による論述等）が対象となる場合は、編集委員会の議を経て、理事長名で、当該専門分野の適切

な専門家による評価を依頼し、これにより掲載の可否等につき決定するものとします。

---

## 学会事務所所在地

---

〒606-8104 京都市左京区高野竹屋町30  
日本税法学会  
TEL/FAX 075-711-7711  
郵便振替口座 01050-3-20422  
<http://zeihogakkai.com/>